

「未来に生きる力を高める」安芸高田協育の推進

第3次安芸高田市教育振興基本計画

令和3年3月
安芸高田市教育委員会

目次

第1章 第3次安芸高田市教育振興基本計画の策定について

I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置付け	1
III 計画の構成と計画期間	1

第2章 基本理念・基本方針

I 基本理念	3
II 基本目標	3
III 取組の7の柱（政策）	4

第3章 4年間の取組（施策）

I 取組の体系図	6
II 具体的な取組	8
1 乳幼児期における質の高い教育・保育の推進	8
2 主体的な学びを促す教育活動の推進	9
3 一人一人の多様な個性・能力を活かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成	11
4 特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援	12
5 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備	13
6 安全・安心な教育環境の構築	14
7 生涯にわたって学び続けるための環境づくり	17

第1章 第3次安芸高田市教育振興基本計画の策定について

I 計画策定の趣旨

教育基本法（以下この章において「法」という）は、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行う（法第1条）」としており、地方公共団体の役割は、法の目的に則り、「その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施（法第16条3項）」することとしています。

また、平成18（2006）年の法改正により、国は「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての基本的な計画（法第17条）」である教育振興基本計画を定めることが規定され、地方公共団体は「同様の計画を定めるよう努めなければならない（法第17条2項）」とされています。

安芸高田市では、法改正や市の総合計画の策定を受け、これまで、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第1次教育振興基本計画を、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第2次教育振興基本計画をそれぞれ策定し、教育振興に取り組んできました。

第3次安芸高田市教育振興基本計画は、令和3年2月に新たな教育大綱が策定されたこと、そして、第2次安芸高田市総合計画の後期基本計画が策定されたことを受け、本市教育の進むべき方向性と施策等を総合的に示した新たな指針として策定するものです。

教育大綱に掲げた教育理念や基本方針を具現化し、未来を担う子どもたちを、学校・家庭・地域等が一体となって育むとともに、市民の誰もが参画しうる生涯を通じた多様な学びを推進していきます。

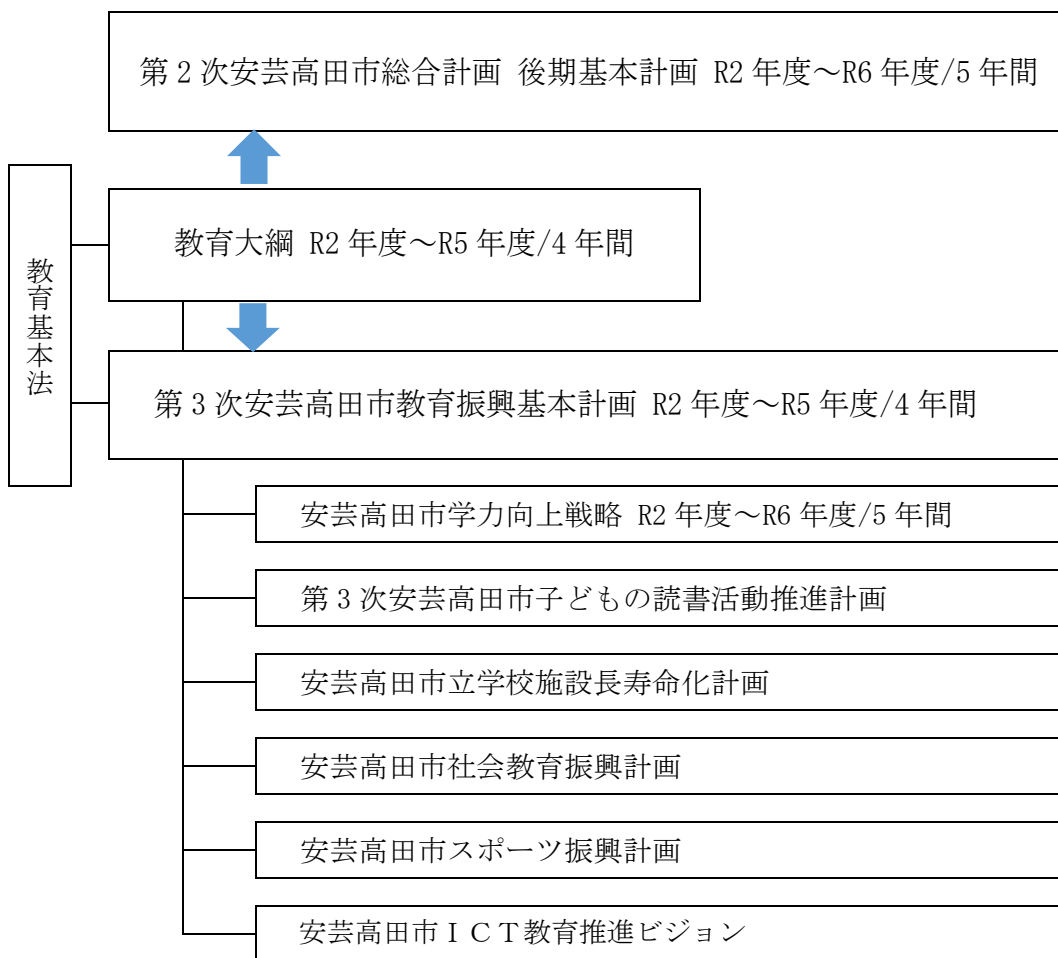
II 計画の位置付け

第3次安芸高田市教育振興基本計画は、法第17条第2項の規定に基づく、安芸高田市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

III 計画の構成と計画期間

第3次安芸高田市教育振興基本計画の計画期間は、教育大綱に合わせて、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とします。

安芸高田市の教育に関する計画等の体系（教育振興基本計画と各個別計画の関係図）



第2章 基本理念・基本方針

I 基本理念

市民一人一人が豊かな人生を送るため、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習ができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育を推進していきます。

「未来に生きる力を高める」安芸高田協育の推進

子どもたちが、未来に向けて夢や志、豊かな心を持ち、真の社会人としての自己実現を図るためには、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」をそれぞれ調和のとれた『生きる力』として身に付けることが重要です。そのうえで、変化の激しいこれからの時代を生きていくためには、グローバルな視野と感性をあわせもち、チャレンジする力や逆境を乗り越える、『生き抜く力』が必要となります。

これらの『生きる力』を高めていくには、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの夢に寄り添いながら、学び・成長していく姿を包容するほか、高い志を抱き、力強く自らの未来を切り拓く子どもたちを育てていく環境づくりが大切です。

さらに、すべての市民が自分らしく生きる自己実現のため、文化芸術やスポーツを含めた幅広い生涯学習活動を促進するとともに、学びの成果を社会に還元する生涯学習社会の実現と、まちづくりを担う人材の育成を図ります。

II 基本目標

安芸高田市教育の基本理念を実現するための基本的な目標を以下に掲げます。

基本目標① 子どもたちの生きる力を育む

安芸高田市の子どもたち一人一人が、自身の可能性を認識するとともに、他者を尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていけるよう、総合的な生きる力が備わる教育を推進します。

基本目標② 市民の生涯学習を促す

安芸高田市民が生涯を通じて自ら学べる環境の整備に取り組みます。また、心身のリフレッシュや日々の生活の充実のため、全ての市民が、スポーツや文化・芸術に親しめるよう、施設の充実や各種活動の振興を図ります。

Ⅲ 取組の7の柱（政策）

4年間の計画期間を通して進めていく振興策の取組の柱（取組の方向性）を「7の柱」として、以下に示します。

政策1 乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

市内の幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「園・所等」という。）における教育・保育内容の充実や「ネウボラ」と連携した家庭教育への支援、幼保小連携教育を推進します。

（園・所等における教育・保育の充実） （家庭教育の充実） （子育て支援の充実）

政策2 主体的な学びを促す教育活動の推進

子どもたちが、心身共に健やかに成長し、個性や可能性を伸ばす土台となる「基礎・基本」を確実に身に付けることができる教育活動を推進します。

また、「基礎・基本」の確実な定着を目指した教育活動をベースに、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を実践します。

（基礎・基本の徹底） （体力・運動能力の向上） （主体的な学びを促す教育活動）

（教科担任制の導入） （デジタル技術の効果的な活用） （キャリア教育の充実）

政策3 一人一人の多様な個性・能力を活かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

社会が更なる成長や持続的な発展を遂げていくため、社会に貢献したいという意欲を有した「社会の成長・発展を担うことができる人材」や「グローバルな視点で活躍できる人材」など、多様で厚みのある人材を育成していきます。

また、児童生徒一人一人の学習進度や関心等に応じたきめ細かい指導や、児童生徒の個性や特性に応じて、得意分野を更に伸ばし、自信や意欲をもって新しいことに挑戦できるようにしていきます。

（多様で厚みのある人材層の形成） （個別最適な学びの推進）

（多様な価値観の受容）

政策4 教育上、特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

次代を担う子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、また、障害の有無にかかわらず、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性をも

ち、その能力と可能性を最大限に高めることができる教育を実現していきます。

また、学習のつまずきに対応した学習支援や教育費負担の軽減等の経済的支援、不登校への対応に加えて、外国人児童生徒に対する日本語指導を一層充実させるなど、多様な観点からのニーズに応じた教育機会を提供していきます。

(学びのセーフティネットの充実) (教育委員会と関係機関等が連携した支援)
(障害のある幼児児童生徒への支援)

政策5 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

教職員一人一人が有する力を最大限に発揮し、自由闊達な雰囲気の中で教育活動に取り組むことのできる環境を整えていきます。

また、学校・教職員が担う業務の効率的・効果的な実施に向けて、組織マネジメントの徹底や、教職員の働き方改革を一層推進していきます。

(教職員の働き方改革) (教員の資質・能力や専門性の向上)

政策6 安全・安心な教育環境の構築

学校施設の長寿命化・老朽化対策など、教育環境の質的向上を図るための施設・設備の整備を進めていきます。

また、学校における安全確保の観点から、頻発化する大規模災害に対応した防災教育を推進していくとともに、大規模災害等により、長期休業が生じた場合においても、児童生徒の学びを保障していくため、遠隔教育を可能とする通信環境や機器の整備など、教育のデジタル化を推進します。

(学校における安全・安心の確保) (充実した教育活動を行うための環境整備)
(生徒指導上の諸課題への適切な対応) (学校・家庭・地域が連携した教育の推進)
(学校の規模適正化) (安全・安心な学校給食の提供)

政策7 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

市民一人一人が自分らしく生きる自己実現のための学習を支援するとともに、スポーツや文化芸術を通じた活動や交流により、地域コミュニティの形成や市全体の活性化につなげていきます。

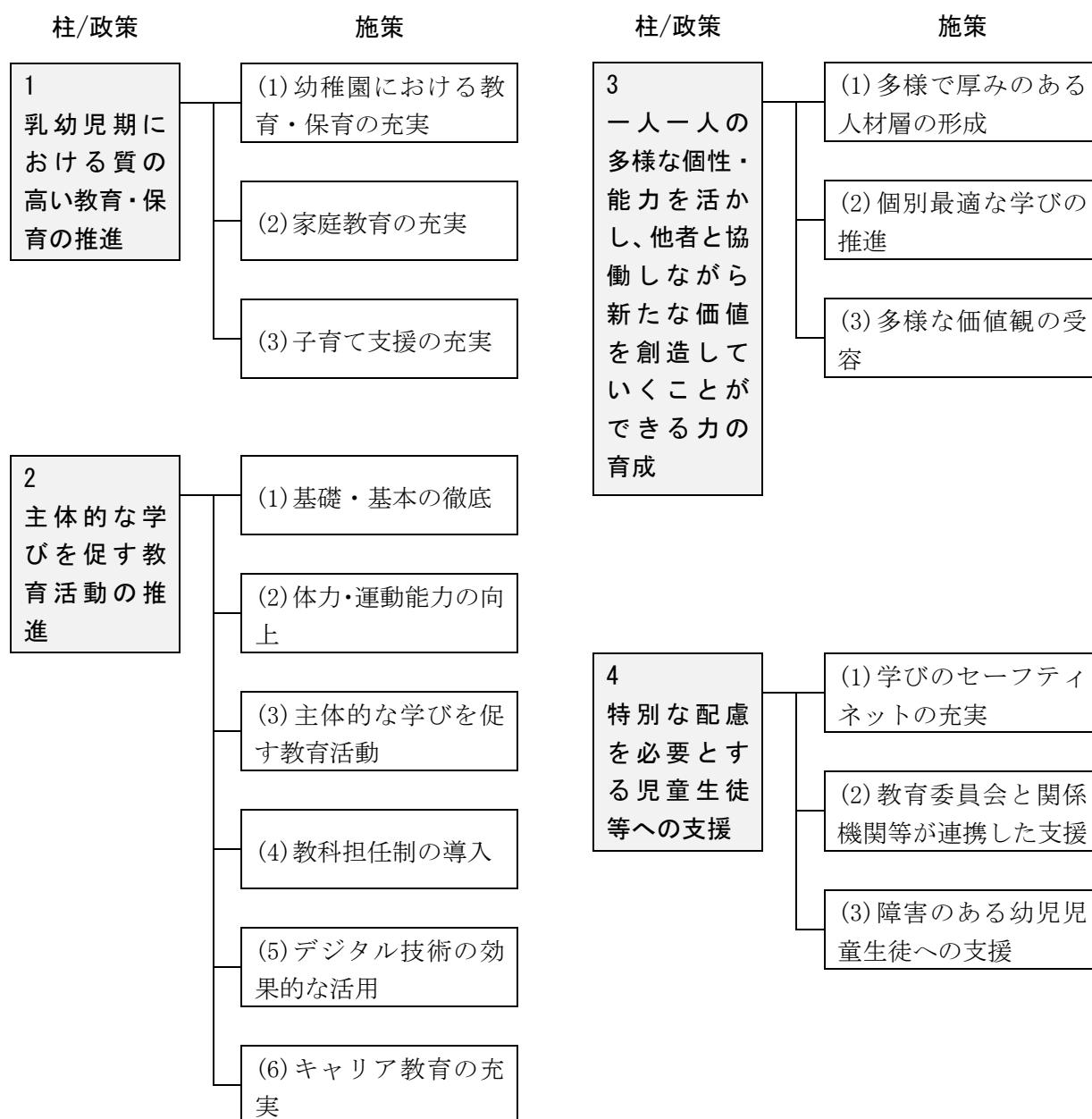
また、神楽やはやし田などの民俗芸能をはじめ、郡山城や甲立古墳といった名所旧跡や文化財も多く存在しており、こうした本市の有する文化的財産を有効に活用するほか、市民が親しむことができる機会を充実させ、次代にしっかりと継承していきます。

(生涯学習を進める環境づくり) (スポーツ・文化に親しむ環境づくり)
(文化財の保護と活用) (図書館サービスの提供)

第3章 4年間の取組（施策）

I 取組の体系図

教育大綱で掲げた2つの基本目標と前章で定めた7の柱を踏まえて、今後において重点的かつ組織横断的に取り組む施策を以下のように掲げます。





Ⅱ 具体的な取組

1 乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

(1) 幼稚園における教育・保育の充実

取組1 3歳児以上の幼児教育の実施（吉田幼稚園）

- ・ 吉田幼稚園において3歳児の受け入れを開始し、学びの芽生えを支える環境を整えます。
- ・ 子どもの知的好奇心、興味や関心を喚起し、一人一人の特性に応じた幼児教育を行います。

取組2 言語活動の充実と豊かな表現力の育成

- ・ 子どもが多様な体験を重ねること、体験を通して得た思いや考えを言葉に表すことなどを重視した教育を推進します。

取組3 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

- ・ 子どもが幼稚園等から学校生活に円滑に移行できるよう、小学校入学前までに育てたい力、入学後から育てる力の共通理解を深め、幼児児童の交流事業等、連携した取り組みを進めます。

(2) 家庭教育の充実

取組4 家庭の教育力の向上

- ・ 基本的な生活習慣の定着を図ります。

(3) 地域、関係機関との連携による子育て支援の充実

取組5 園庭開放、交流機会の提供

- ・ 園庭開放による未就学児の登園受け入れや保護者同士の交流機会の提供等、地域の子どもが健やかに成長できるよう、子育て支援の充実に努めます。

取組6 ネウボラとの連携

- ・ すべての子育て家庭を対象に、傾聴・対話によるアプローチを行い、リスクに対しては、早期に適切な支援を提供するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートを行います。

2 主体的な学びを促す教育活動の推進

(1) 基礎・基本の徹底

取組7 授業力を磨き、学力を高めるための工夫・改善

- ・ 学力向上戦略や教科の本質を踏まえ、児童生徒の知的好奇心の高揚を図る授業づくりに努めるとともに、教職員が授業の評価を適切に行い、学びの質や深まりを追求する授業改善に努めます。
- ・ 個に応じた指導を充実することにより、基礎基本の定着と活用する力、学ぶ意欲を高めていきます。

取組8 学力の定着状況や課題の分析

- ・ 「全国学力学習状況調査」、その他標準学力調査等を活用し、学力の定着状況や課題の分析をしっかりと行い、授業改善や基本的な学習習慣の改善を図ります。

(2) 体力・運動能力の向上

取組9 体力向上と運動習慣の定着

- ・ 運動の楽しさを実感できる体育学習、児童生徒の実態や発達段階に即した継続的な体力向上と運動習慣の定着を図ります。

(3) 主体的な学びを促す教育活動

取組10 一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実

- ・ すべての児童生徒の自己存在感を高めることができるよう、わかる喜びや学ぶ楽しさを実感できる授業づくりを行います。
- ・ 「自己存在感をもたせる」「自己決定の場を与える」「共感的な人間関係を育てる」学習形態や学習方法を取り入れます。

取組11 これからの時代に求められる資質・能力の育成

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視した授業改善やカリキュラム・マネジメントを確立し、主体的な学びを促す教育活動を展開していきます。

(4) 教科担任制の導入

取組12 小学校教科担任制の導入

- ・ 教科指導の専門性をもった教師によるきめ細かな指導と授業の質の向上、学びの高度化の実現に向け、小学校教科担任制を導入します。
- ・ 義務教育9年間を見通した教育課程の編成と指導体制の見直しにより、小学校と中学校の学びの連続性を強化します。

(5) デジタル技術の効果的な活用

取組 13 デジタル機器を効果的に活用した教育の実現

- ・ 情報端末や小中学校の普通教室に配備する電子黒板等を活用した双方向での学習活動やプログラミング教育を行い、情報活用能力や思考力・判断力・表現力等を育成します。
- ・ 情報活用能力やプログラミング的思考等を育む授業づくりの研究を充実するとともに、積極的な授業公開や専門家を招聘した研修会を開催するなど、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に対する恒常的なリスクに備えるため、情報基盤ネットワークやデジタル機器、デジタルを活用した教育を可能とする環境を整えていきます。

取組 14 情報リテラシー・モラル教育の推進

- ・ 情報を的確に収集、整理、判断、活用できる能力を育む情報リテラシー教育の充実を図ります。
- ・ 情報化社会を生き抜くために身に付けておくべき情報モラルや情報を適正に使いこなす能力を育成します。

(6) キャリア教育の充実

取組 15 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

- ・ 児童生徒が未来を切り拓いていける力を育むため、多様な職業や働き方について考えを深める学習活動を推進します。
- ・ 地域や事業所等との連携により、段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。

3 一人一人の多様な個性・能力を活かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

(1) 多様で厚みのある人材層の形成

取組 16 グローバルマインドや実践的なコミュニケーション能力の育成

- ・ 児童生徒が広い視野をもち、自分とは異なる文化や環境にある様々な人々と、相手の立場を尊重しつつ、互いに力を合わせて生きていく力を身に付けるため、実践的な語学力やコミュニケーション能力の習得を目指します。

(2) 個別最適な学びの推進

取組 17 児童生徒の個性や特性に応じた学びの実践

- ・ 児童生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じて、多様な学びの選択肢を提供します。

取組 18 学習定着度に応じたきめ細かい学びの実践

- ・ デジタル技術の効果的な活用により、児童生徒の一人一人の学習定着度に応じたきめ細かい指導を実践します。

(3) 多様な価値観の受容

取組 19 異文化間協働活動の推進

- ・ 県内、日本、海外などの様々な場面で多彩なルーツを持つ人々と出会う中で、自分とは異なる他者の個性や考え方、その背景にある伝統・文化を児童生徒が柔軟に受け入れる力を育みます。
- ・ デジタル技術を活用した遠隔授業等により、国内外の他校の児童生徒をはじめとした社会の多様な人材とつながり、多様な意見に触れる機会を創出し、自分とは異なる状況にある他者の多様な価値観の受容につながる取組を推進します。

4 特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

(1) 学びのセーフティネットの充実

取組 20 学習のつまずきに対応した学習支援

- ・ 小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、要因に対応した学習支援を行います。

取組 21 外国人児童生徒に対する日本語指導の充実

- ・ 市内に在住・在留する外国籍市民が安心して生活できるよう、学校における日本語指導を充実させるほか、多様な観点からのニーズに応じた教育機会を提供します。

取組 22 不登校児童生徒への支援の充実

- ・ 不登校児童生徒の学校復帰を目指して、スクールカウンセラー等と連携した相談活動の充実を図ります。
- ・ 適応指導教室において、不登校及び不登校傾向のある児童生徒の学力保障、体験活動の充実を図ります。

(2) 教育委員会と関係機関等が連携した支援

取組 23 関係機関等との連携による教育相談・支援の充実

- ・ 生活上の課題を抱える児童生徒及びその世帯に対して、途切れることなく支援・対応できるよう、教育委員会と福祉部局などの関係機関が連携・協力します。

(3) 障害のある幼児児童生徒への支援

取組 24 共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・ 障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、多様な学びの場を用意することで、児童生徒一人一人の特性や教育ニーズに応じた柔軟な仕組みを整備します。

取組 25 きめ細やかな支援体制の充実

- ・ 障害のある児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒に対するきめ細かい指導など、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な配慮や教育環境の充実に努めます。

5 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

(1) 教職員の働き方改革

取組 26 学校業務の改善

- ・ コミュニティ・スクール等と連携して、学校・教職員が本来担うべき業務の効率的・効果的な実施に取り組むほか、専門人材の確保、スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置・活用を推進します。
- ・ 組織的にワークライフバランスを推進し、より効果的な教育活動の充実に取り組みます。
- ・ 授業準備等の補助業務を行うスクールサポートスタッフの配置や校務支援ソフトを導入し、教員の事務の負担軽減を図ります。

(2) 教員の資質・能力や専門性の向上

取組 27 キャリアステージに応じた実践的な研修の充実

- ・ 今日的な教育課題に的確に対応できるよう、組織マネジメント研修や教職員個々の能力・適正等に応じた人材育成を図る研修など、研修機会の充実を図ります。

取組 28 教育の直接の担い手としての資質向上

- ・ 主体的な学びへの変化に伴い、ファシリテートする力、教育活動全体をデザインする力、デジタル機器を活用した授業スキルなど、教員の資質・能力や専門性を高めていきます。

6 安全・安心な教育環境の構築

(1) 学校における安全・安心の確保

取組 29 学校施設の適正管理

- ・ 学校施設の適正管理に努めるとともに、学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修・修繕を行います。

取組 30 通学路の安全確保

- ・ 交通安全に加え、防犯や防災の観点からも通学路の危険個所の調査・点検を行い、必要な改善を行うほか、「交通安全プログラム」に則って、学校と地域、関係機関と連携した安全対策を進めます。

取組 31 学校危機に備える取組の強化

- ・ 児童生徒が自他の生命尊重を基盤として行動し、地域社会の一員として社会の安全に貢献できるよう、家庭・地域と連携した防災訓練、危険予測学習の実施など、多様化する学校危機に備える取組を強化します。

(2) 充実した教育活動を行うための環境整備

取組 32 多様な学習内容・学習形態への対応

- ・ GIGA スクール構想の実現に向け、より充実した学習環境の中、すべての教室ですべての児童生徒が ICT・デジタル機器を利用できるよう、大型ディスプレイや校内通信ネットワークの増設、情報端末のさらなる整備を行います。
- ・ 「個別最適な学び」やデジタル技術の効果的な活用等を通じた「主体的な学び」を促す教育活動の充実に向け、継続して必要な環境整備を進めます。

取組 33 教育環境の質的向上を図る施設・設備の整備

- ・ 安全・安心で快適な教育環境の充実に向け、トイレの洋式化を計画的に進めます。

(3) 生徒指導上の諸課題への適切な対応

取組 34 組織的な生徒指導体制の充実

- ・ 生徒指導に関する研修を充実するとともに、校内での情報の一元化と共有を図るなど、組織的な生徒指導体制を構築します。
- ・ 小中連携の取組により、児童生徒に対する理解を深め、就学前を含め、小中学校の9年間を見通した生徒指導や教育相談を推進します。

取組 35 いじめや暴力行為の根絶

- ・ いじめや暴力行為の未然防止や早期発見の取組を充実させるほか、生徒指導上の諸課題に適切に対応できるよう、外部人材も活用しながら、各学校における生徒指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

(4) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

取組 36 コミュニティ・スクールの充実

- ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の実効性を高め、地域とともにある学校づくりを一層推進していきます。

取組 37 地域と連携した学校づくりの推進

- ・ 各中学校区の特性や課題をもとに、それぞれのコミュニティ・スクールにおける取組を通して、「地域で育てたい子ども像」を共有し、学校・家庭・地域の連携・協働により、特色ある教育の推進及び教育課題の解決を目指します。

(5) 学校の規模適正化

取組 38 中学校規模適正化の推進

- ・ 生徒にとって望ましい教育環境を実現するため、保護者・地域等の理解を得ながら、中学校の規模適正化を進めます。

取組 39 廃校した学校施設の利活用と財産の処分

- ・ 長期末利用となっている財産について、効果的な利活用の推進を図るための基本方針等を定めます。
- ・ 未利用財産（市有財産）を資産として捉え、資産経営の視点に立って、売却や貸付等を推進し、自主財源を確保します。

(6) 安全・安心な学校給食の提供

取組 40 衛生管理の徹底、危機対応能力の強化

- ・ 調理配送従事者の衛生・健康チェック、食材の検収、温度管理、施設設備の点検・整備など、日々の衛生管理を徹底します。

- ・ 異物混入対応マニュアルや衛生管理マニュアル等を活用し、従事者の危機管理意識の向上を図り、危機対応能力の強化に努めます。

取組 41 安全な食材の確保と地産地消の推進

- ・ 肉類の産地確認検査、青果等の農薬残留検査及び食材細菌検査を定期的実施し、安全な食材の提供に努めます。
- ・ 食材の地産地消を推進する中で、地域の産物及び旬の食材への関心や自然の恩恵に対する理解を深めます。
- ・ 児童生徒の心身の健康な成長のため、栄養バランスに配慮した望ましい食習慣の涵養に資する給食の提供に努めます。

7 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(1) 生涯学習を進める環境づくり

取組 42 生涯学習活動の支援

- ・ 文化センター等において多様な学習機会を提供し、一人一人の学ぶ意欲を高めていきます。
- ・ 習得した知識や技能を地域に還元する学びの広がりを支援します。
- ・ 社会教育指導員等が地域の人材や資源をつなぐコーディネーターとなり、市民主体の学習活動を支援します。

取組 43 生涯学習拠点施設の適正管理

- ・ 生涯学習の拠点施設である各文化センター、美術館等の計画的な改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ・ 生涯学習環境の充実のための整備や効率的な維持管理、運営方法、適正配置について検討を進めます。

取組 44 人権教育、国際交流活動の推進

- ・ 人権意識の向上を図るため、学校等における研修会、講演会の実施を支援します。
- ・ グローバル化が一層進む国際社会の中で、異なる文化や環境にある人々との交流活動を推進します。

(2) スポーツ・文化に親しむ環境づくり

取組 45 スポーツ活動の推進

- ・ 市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベント等に取り組み、市民の日常生活におけるスポーツ習慣を定着させます。
- ・ 市民のスポーツ機会を増やすため、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの質的充実を目指します。

取組 46 競技力向上の推進

- ・ 体育協会や総合型スポーツクラブと連携して、大会等の誘致をはじめ、トップレベルのスポーツを身近に感じることができる機会を提供します。
- ・ サッカー、ハンドボールのトップチームの拠点がある強みを活かし、地域でトップアスリートを育てることができる体制づくりと競技力の向上を推進します。

取組 47 社会体育施設の適正管理

- ・ 持続的に安全にスポーツできる環境を確保するため、施設を適切に管理するほか、高齢者や障害者、女性や幼児にも配慮した利用しやすい体育施設を目指します。
- ・ 施設の利用状況等を考慮し、体育施設の適正配置について検討を進めます。

取組 48 文化芸術活動の支援

- ・ 市文化団体連合会と連携し、幅広い分野の舞台芸術公演を実施するほか、市民による芸術活動の発表の場を提供します。
- ・ 様々なジャンルの市民団体が参加する文化芸術祭や合唱祭、アート展等を支援し、市民の主体的な文化芸術活動の振興を図ります。

(3) 文化財の保護と活用

取組 49 多様な文化歴史遺産の保護と活用

- ・ 毛利氏城跡、甲立古墳等の歴史遺産を適切に保全・管理します。
- ・ 神楽、はやし田等の継承活動を支援するほか、市外・県外の人にその魅力を発信します。

取組 50 文化財の適切な保護

- ・ 埋蔵文化財の調査、指定文化財の現況確認により、文化財を適切に保護するほか、地域資料の発掘、収集、整理、保存に取り組みます。
- ・ 市歴史民俗博物館の常設展示を充実させるほか、郷土の歴史や文化の多様な価値を実感できる企画展・イベントに取り組みます。

(4) 図書館サービスの提供

取組 51 新しい図書館サービスの研究

- ・ 人口減少や少子高齢化による構造変化が進行するなかで、将来的な図書館サービスのあり方を研究します。
- ・ 図書サービスがいつでも、どこからでも利用できる電子図書の導入を検討します。
- ・ レファレンス・サービスの充実など、多様化・高度化する利用者ニーズに対応していきます。
- ・ 新たな利用者層の掘り起こしにつながる、図書館イベントに取り組みます。

取組 52 子どもの読書活動の推進

- ・ 第3次子ども読書活動推進計画の実践により、子どもの読書離れの傾向に歯止めをかけます。
- ・ 子どもたちの想像力を培い、学習に対する興味・関心などを呼び起こすため、学校図書館を活用した学習活動の充実を図ります。

第3次安芸高田市教育振興基本計画

安芸高田市教育委員会

〒731-0501

広島県安芸高田市吉田町吉田 761 番地
TEL 0826-42-0049 / FAX 0826-42-4396